



2013年10月15日号

## 目次

(W&B No. 201305CY)

1. 改正商標法のポイント(1)
2. 商標出願料金の一部値下げ(2013年10月1日より)
3. 特許権侵害判定基準手引き制定に意見募集(2013年10月26日まで)

### 【1】改正商標法のポイント(1)

2014年5月から施行予定の改正商標法のポイントを数回に分けて紹介する。現在、商標法実施細則の改正が進んでいるため、現在入手できた資料で問題点や課題を説明する。今回は、その1回目で、商標出願に関するポイントをご紹介します。総則及び出願手続きに関する部分の主なポイントを解説する。

#### (1) 商標出願手続き

- ① 保護対象:(第8条)「可視的」要件を削除し、音声などによる出願が可能となった。改正案では、音声に加えて、単一色彩が含まれていたが見送られた。音声を出願する時の規定が決まっていないが、五線譜と説明書の提出及び音声見本で検討されている。音声見本を音源データとするかどうかは未定である。なお、商標公告で音源などの商標情報を具体的に含まれない場合、第三者には明確な確認の方法はないため、さらなる検討が求められる。
- ② 登録権利:(第22条第2項) 現行法第20条を改正し、「一出願多区分制度」を導入した。中国の2012年の商標出願は164.8万件と世界最大を継続している。現状では、マロプロは一出願多区分で手続きが進められており、矛盾する2つのシステムを維持している。迅速な審査の必要性はあるものの、改正により、統一した世界標準の審査が適用されることが期待される。なお、出願人には出願の簡素化、商標ごとにまとめた権利維持できる効果が期待される。
- ③ 出願受理:(第22条第3項) 新たな条項を設け、書面に加え、電子申請制度を明記した。これはインターネットを利用した申請制度であり、中国国内ではすでに暫定的に商標出願の電子出願システムが利用されている。しかし、運用上の制限として、文字商標や分類表上の指定役務のみの指定に加えて、中国法人登記が確認できることが要件となっている。この電子出願が外国人にも拡大されることになるが、委任状の運用、到着主義で認定される申請日や提出日、或いは商標局や評審委員会が発する通知の認定日の問題などまだ議論が尽くされていない。日付の問題では原則、到達主義を採用しているため電子データの到達日が基本となるであろう。現状、外国人は電子出願制度活用できず、願書と委任状を書面提出した日が出願日となるため、適切な運用が期待される。
- ④ 出願範囲:(第23条) 現行法第21条に該当し、商標出願範囲を決めている条項である。現行法は同一区分に登録商標権を有する場合、同一区分の他の商品や役務に同一商標を使用する場合、新規出願が必須であることを規定している。改正法では、第22条2項の多区分出願制度導入の関係もあり、

同一区分を「使用範囲外」に変更した。このため、実務上は、分割出願の可能性が生じることになる。出願人にとっては、多区分出願の内、特定な区分で拒絶理由がある場合、異議申立があった場合などの理由から多区分出願が同時に登録できない場合、或いは、同一区分でも部分的に同種の理由が発生した場合は、出願日を確保できないという不利益が発生する。こうしたことから、商標局は分割出願可能な時期やその手続きについて、明確な適用を検討することになる。

- ⑤ 審査期間:(第 28 条) 現行法第 27 条を改正し、法定審査期間完了期間を出願日から公告まで 9 ヶ月と明記した。これは、これまでの出願審査案件の滞貨を一掃したことを受けて、今後一定のサービスレベルを維持するために設定された。
- ⑥ 審査意見:(第 29 条) 従来から非公式に行われていた審査意見制度が明確に規定された。「審査手続において、商標局が商標登録出願の内容に説明或は補正の必要があると認めた場合、出願人に説明或は補正することを求めることができる。出願人が説明或いは補正しない場合、商標局の審査決定に影響しない」と規定されたが、審査意見に対する回答期限は 2 週間になりそうである。
- ⑦ 出願処分:(第 34 条) 出願の認可、拒絶については、現行法第 32 条の拒絶査定による不服審判(復審)の原則は変更がない。残念ながら、不服審判請求期限は 15 日と当初の改正案の 30 日に修正されなかった。なお、期限の制限について、改正があり、復審決定までの期間は 9 ヶ月と定められた。なお、3 か月の延長が認められる。

## (2)出願及び審査要件

- ⑧ 第 7 条 「商標出願及び商標の使用は、信義誠実の原則を遵守しなければならない」との 1 項を追加した。悪意による出願や登録に対する規制強化の趣旨から、この条項が追加された。当初は 9 条に組み込まれた出願の規制とされたが、商標管理部門の管理責務に規定しているため、正当な申立に対する適切な対応が期待される。
- ⑨ 第 10 条 使用禁止の商標を定める本条では 7 項の「誇大宣伝」を「大衆に商品の品質などの特徴や或いは産地を誤認させやすいもの」と修正した。従来、異議や無効手続きでは 8 項の「公衆の道徳、風習に悪影響を与える」ことを悪意の理由としたが、最近では認定されない傾向がある。このため、この改正は著名性(識別力)などを証明する義務はあるものの活用できる条項であると考えられる。
- ⑩ 第 11 条 相対的非登録事由を定める本条では(2)で「単なる品質等の性格を帯びているもの」の「単なる」を削除、(3)で「顕著な特徴にかけるもの」に「その他顕著な特徴にかけるもの」と加筆された。これらは運用の問題があるので、今後の指針等確認する必要がある。
- ⑪ 第 13 条 著名商標については現行法と大きな改正はないが、中国国内での使用に基づく著名性の主張が重要視される傾向が強化されたと考えるべきであり、未使用の著名商標については積極的に出願による保護をされることをお勧めする。

- ⑫ 第 15 条 冒認出願について、第 2 項に明確な規定が設けられた。「同一種類の商品或いは類似する商品についての商標登録出願と他人の先に使用している未登録商標とが同一或いは類似し、出願人と当該他人とが前項規定以外の契約、業務上の交流関係或いはその他の関係があるため当該他人の商標の存在を明らかに知っており、当該他人が異議申立をした場合、その登録は認めない」。中国では登録商標のオークションなど商標ビジネスが開始されているため、中国での展示会出展やビジネス開始前に商標出願することが勧められる。
- ⑬ 第 19 条 新たな条項を新設し、商標代理人による不正行為、秘密保持義務、不正行為の幫助を禁じた。

以下、異議申立及び無効取消となど、次号に続く。

## 【2】商標出願料金の一部値下げ

商標局は出願手数料の一部を 20%値下げする。2013 年 10 月 1 日以降の出願に適用される。商標出願手続きで上記以外の手数料は変更ない。また、特許出願手続きの手数料の改定はない。

費用項目	現行手数料	新料金
商標出願(指定商品役務 10 個まで)	1000 元/出願	800 元/出願
指定商品役務 11 個以上の追加料	100 元/個	80 元/個

## 【3】特許権侵害判定基準指針制定に意見募集

国家知識産権局特許管理部門は、去る 9 月 26 日付で「特許侵害判定基準及び特許模倣行為認定基準指針(意見請求稿)」(以下、指針(意見請求稿)という)を公表して、一般からの意見を募集している。

国家知識産権局は、「全国知識産権制度特許行政執行法の運営強化に関する決定(国知発管字[2011]74 号)」及び「特許行政執行能力向上計画(国知発管函字[2013]34 号)」に基づき、全国の知的財産権関係特許行政執行法の運用上の規範性、科学性を促進し、行政手続きを協調統一するための指針を作成する。

指針(意見請求稿)は、全体が 3 部 9 章 112 ページで構成されている。

第1部 発明及び実用新案特許の権利侵害の認定

第2部 意匠特許の権利侵害の認定

第3部 特許模倣行為の認定

第 1 部と第 2 部は権利の保護範囲の基本的考え方、権利の確定、クレーム解釈及び侵害判断が、第 3 部は特許模倣行為の認定、概念、構成、行為などの要素について、特許侵害の観点から取り上げられている。意見は、知識産権局に直接提出することができる。

参照先: [http://www.sipo.gov.cn/tz/gz/201309/t20130925\\_819909.html](http://www.sipo.gov.cn/tz/gz/201309/t20130925_819909.html)

**\* 記事に対するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。■**